委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○ 知事 ● 市区町村長等		
2. 都道府県名	東京都		
3. 市区町村名	目黒区		
4. 届出番号	2		
5. 独自利用事務の事例番 号	67-3		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/my- number/system/mynumber_dokuziriyou.html		

執行機関名 目黒区長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	目黒区心身障害者福祉手当条例(昭和49年10月目黒区条例第37号)による心身 障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		目黒区個人番号の利用に関する条例別表 第2の項 目黒区心身障害者福祉手当条例(昭和49年10月目黒区条例第37号)による心身 障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)第1条	目黒区心身障害者福祉手当条例(昭和49年10月目黒区条例第37号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童 扶養手当を支給し、 <u>精神又は身体に重度の障害を有する児童</u> に障害児福祉 手当を支給するとともに、 <u>精神又は身体に著しく重度の障害を有する者</u> に特 別障害者手当を支給することにより、これらの者の <u>福祉の増進</u> を図ることを目 的とする。	第1条 この条例は、 <u>心身に障害を有する者</u> に対し、心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、これらの者の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		目黒区心身障害者福祉手当条例(昭和49年10月目黒区条例第37号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	目黒区心身障害者福祉手当条例第4条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	目黒区心身障害者福祉手当条例による手当の支給の申請に係る事実についての 審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	目黒区心身障害者福祉手当条例第2条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 口	目黒区心身障害者福祉手当条例第2条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
	当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 2 号	目黒区心身障害者福祉手当条例第10条
②事務の内容	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四号)第五条(同令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	心身障害者福祉手当条例施行規則第12条の届出に係る事実についての <u>審査に</u> 関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 2 号	目黒区心身障害者福祉手当条例第2条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民 税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

備考	
----	--